第百二条第一項第四号中「物品」の下に「若しくは電力」を加える。

第百十六条第一号中「所有権」の下に「（電力にあつては、電力の供給を受ける権利）」を加え、同条第六号中「上場商品構成物品又は上場商品指数対象物品」を「上場商品構成品等」に改める。

第百三十一条の六中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。

第百四十六条第一項第二号中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成品等」に改め、同項第三号中「上場商品構成物品」を「上場商品構成品」に改め、同項第四号中「物品」の下に「又は電力」を加え、同条第三項中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成品等」に改める。

第百五十三条中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。

第百五十五条第三項第二号ロ及び第四号イ並びに第百五十六条第五項第二号イ及び第四号イ中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成品等」に改める。

第百五十七条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定により立入検査をした場合において、当該会員等が商品たる電力を含む上場商品又は商品たる電力を対象とする商品指数を含む上場商品指数に係る商品市場における会員等である場合には、当該職員は、検査の目的を達成するため、株式会社たる当該会員等の議決権の過半数を有する者、当該会員等の子会社その他の当該会員等と密接な関係を有する者として政令で定める者の事務所又は営業所に立ち入り、当該会員等を立ち会わせて帳簿、書類その他の電力の先物取引に関係のある物件を検査することができる。

第百八十四条第二項中「第百五十七条第三項及び第四項」を「第百五十七条第四項及び第五項」に改める。

第百九十七条の七中「売買等」を「売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工若しくは使用」に、「又は」を「若しくは」に改め、「定めるもの」の下に「又は売買若しくは売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為を業として行つている電力」を加える。

第百九十七条の九第一項中「すべて」を「全て」に、「又は」を「若しくは」に、「売買等」を「売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工若しくは使用又は当該取引対象商品である電力の売買若しくは売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為」に改める。

第二百九条の見出し中「商品等の」を「物の」に改める。

第二百十四条第八号中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成品等」に改める。

第二百三十一条第四項、第二百四十条の二十二第三項、第二百六十三条第二項、第三百二十二条第二項、第三百三十八条第二項及び第三百四十九条第六項中「第百五十七条第三項及び第四項」を「第百五十七条第四項及び第五項」に改める。

第三百五十一条中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成品等」に改める。

第三百五十四条第一項第二号中「物品」の下に「若しくは電力」を加える。

第三百六十二条第三号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正）

第三条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に、「一般電気事業者（以下単に「一般電気事業者」という。）」を「小売電気事業者（第五条第一項において単に「一般送配電事業者」という。）」に、「同項第六号」を「同項第九号」に、「特定電気事業者」を「一般送配電事業者（第五条第一項において単に「一般送配電事業者」という。）」に、「同項第八号」を「同法第二十七条の十九第一項」に、「特定規模電気事業者（第五条第一項において単に「特定規模電気事業者」という。）」を「登録特定送配電事業者」に改める。

第五条の見出し中「接続」を「一般送配電事業者等の接続」に改め、同条第一項中「電気事業者（特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ」を「一般送配電事業者、電気事業法第二条第一項第十一号に規定する送電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）に、「電気事業者」を「当該一般送配電事業者等」に、「電気事業法第二条第一項第十六号」を「同法第二条第一項第十八号」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「電気事業者」を「一般送配電事業者等」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一項に規定する接続については、電気事業法第十七条第四項及び第二十七条の十第二項の規定は、適用しない。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

第八条第一項及び第十二条第二項中「電気事業者が」の下に「電気の使用者に」を加える。

第十五条中「再生可能エネルギー電気の量」の下に「電気の使用者に」を加える。

第三十九条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　一般送配電事業者等は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、再生可能エネルギー電気を電気事業者に供給する者が自ら発電した再生可能エネルギー電気の供給を行うに当たり、又は電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達をするに当たり、これらの者から託送供給等（電気事業法第十八条第一項に規定する託送供給等をいう。以下この項において同じ。）について説明を求められた場合には、当該託送供給等について必要な説明をすることその他の再生可能エネルギー電気に係る託送供給等を円滑に行うための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四十条第一項中「電気事業者」の下に「、一般送配電事業者等」を加える。

附則第六条第一項中「基づき」の下に「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第一条の規定による改正前の電気事業法第二条第一項第二号に規定する」を加える。

附則第十二条中「電気事業者が」を「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第一条の規定による改正前の電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者が」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第九条から第十一条まで、第二十条、第二十二条（附則第二十条第一項に係る部分に限る。）、第二十七条、第二十九条（第一号に係る部分に限る。）、第三十条（第四号を除く。）、第三十一条（附則第二十九条第一号及び第三十条（第四号を除く。）に係る部分に限る。）及び第四十条の規定　公布の日

二　附則第六条、第七条及び第五十九条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

三　附則第六十三条の規定　電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）の施行の日

（小売電気事業の登録等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧電気事業法」という。）第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者（以下「旧一般電気事業者」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に小売電気事業（第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新電気事業法」という。）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業をいう。附則第六条第一項において同じ。）及び一般送配電事業（新電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業をいう。附則第十一条第一項において同じ。）についてそれぞれ新電気事業法第二条の二の登録及び新電気事業法第三条の許可を受けたものとみなし、旧一般電気事業者であつて新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に発電事業（新電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業をいう。次条第一項並びに附則第四条第一項及び第八条において同じ。）について新電気事業法第二十七条の二十七第一項の届出をしたものとみなす。この場合において、新電気事業法第二条の四第二項及び第六条の規定は、適用しない。